総務常任委員会会議録

１．招集年月日	令和８年９月１４日（月）　　開会　午前　９時２８分 閉会　午前　９時４９分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出席委員	◎東郷克己、○石川恵美 工藤義明、山本剛、永島知香、山岡卓治　以上６人 オブザーバー　津村俊二議長
４．欠席委員	なし
５．説　明　員	別紙のとおり
６．事務局職員	辻 昭典、行俊勉、棚橋萌永
７．付議事件	令和８年　第５回野洲市議会定例会付託議案について（３件） (1) 議第 106 号　野洲市個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例 (2) 議第 107 号　野洲市印鑑条例の一部を改正する条例 (3) 議第 108 号　野洲市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
８．協議事項	なし
９．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年９月１６日

総務常任委員会
委員長　東郷　克己　　印

総務常任委員会（出席説明員）

（令和８年９月１４日）

役　職　名	氏　　名
副市長	林　毅
総務部部長	西村　拓巳
総務部次長	玉川　俊之
総務課課長	江口　智紀
市民部部長	井狩　勝
市民部次長	山本　定亮
市民課課長	辻　由美子
自治防災課課長	今在家　知子

～～～

人情報保護制度の基礎であるとともに、これらの制度は事案の性質や審理手続、判断基準など共通点が多く、一体的に審査する仕組みとすることが効果的・効率的であると判断したためでございます。

改正後の審査会条例の第２条におきましては、本審査会の所掌事務を規定しており、公文書の管理や情報公開や個人情報保護に関する審査請求について調査・審議し、答申を行うなどの役割を担うこととなります。

また、第３条では、審査会は、市長が委嘱する委員６人以内で組織すると規定しております。

なお、本条例の施行日につきましては、両機関の現委員の任期が令和８年１０月３１日までであることから、令和８年１１月１日としております。

以上、議第１０６号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

山本委員。

○委員（山本　剛）　おはようございます。今の委員については公募という説明があったと思います。公募ということですか。公募じゃない。ちょっともう１回説明をお願いします。聞きにくかったので。

○委員長（東郷克己）　どうぞ。

○総務部次長（玉川俊之）　総務部、玉川でございます。

第３条のところだと思うんですが、すみません。説明が、再度ですけれども、第３条につきましては、審査会は、市長が委嘱する委員６人で組織すると規定しているということでございます。

○委員長（東郷克己）　よろしいですか。山本委員。

○委員（山本　剛）　市長が委嘱するということですけれども、その中に、法律の専門家等に入っていただくという考えはあるんでしょうか。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○総務課長（江口智紀）　総務課、江口です。委員の皆さん、おはようございます。

今、山本委員からご質問のありました件です。現委員も、滋賀弁護士会からの弁護士さん、それから、大学教授、このあたりは専門性の高い委員さんをお願いしておりまして、これは継続してこういう委員で構成を予定しております。

以上です。

○委員長（東郷克己）　よろしいですか。他に質疑はございませんか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　おはようございます。工藤です。

私は、今回の条例の変更によって、個人情報の保管期間、言い方が悪かったかな。公文書の保管期間に変更はあるのか、ないのかということをちょっとお聞きしたかったんですが。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○総務課長（江口智紀）　総務課、江口です。

今委員のおっしゃった件なんですけど、本条例改正に伴う、そういった根本的な書類の管理であったり、いわゆる個人情報の保護の観点からのいろんな制約、この辺は変更はございません。これの審査する審査会の統合というだけの、今回は提案をさせていただいております。

○委員長（東郷克己）　工藤委員。

○委員（工藤義明）　そうしましたら、ここに、改正後に書かれている情報公開、個人情報、こういった項目については、従来どおり２年という保管期間でしたかね。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○総務課長（江口智紀）　総務課、江口です。

文書に関しましては、その内容によりまして保存期限というのはまちまちです。永年で保存するもの、１０年保存、５年保存、３年、１年と、それぞれ文書の内容によりまして保存期限は設定されておりますので、２年というのは委員の任期の２年ですか。今おっしゃっているのは。

○委員（工藤義明）　各項目についての保管期間は、詳細はどこを見たら、それは、こちらは分かるんでしょうか。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○総務部長（西村拓巳）　まず、文書の管理期間の定めがどこにあるかというご質問になるかなと思いますが、別途野洲市文書管理規程というのが設けております。そちらの３２条のところに、文書の保存期間及び分類というのがございまして、５種類設けさせていただいております。

先ほど課長が申し上げましたような永年保存、１０年、５年、３年、１年という形で期

間を定めておりまして、これに照らし合わせまして文書の保存期間を定め、保存させていただいているという状況でございます。

○委員長（東郷克己）　よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　では、私が質問したいので、暫時職務を交代いたします。

○副委員長（石川恵美）　それでは、代わらせていただきます。

東郷委員、どうぞ。

○委員（東郷克己）　先ほどの説明の中で、これらの審査内容は共通する、重なる部分が多いというふうな説明があったと思うんですけれども、まず１つは、重なるところが多いというのは、何の部分が、ちょっと正確なところを漏らしたので、それを確認したいのと、重ならないところは、多いということは一定重ならない部分もあるかと思うんですけど、そこの整理はどうなっているのかを確認したいと思います。

○副委員長（石川恵美）　どうぞ。

○総務課長（江口智紀）　総務課、江口です。

今ご質問のありました件につきましてですけども、重なる部分といいますのは、まず、それぞれ個人情報の開示、情報公開、こういった形の開示がまず市民さんから行われ、それがその結果、例えば非開示、部分公開、そういったことに関して不服がありますと、審査請求が行われます。

いわゆる庁内の審査庁というところで審査するんですけども、またその内容に不服があれば、今度はそれぞれ個人情報の、今まで審議会、情報公開の審査会とあったんですけれども、そちらのほうにいわゆる諮問が行われるというところで、この決定が妥当であるか、やはり開示すべきとか、そういう審査をする。この内容については、ほぼ似通った内容です。

法的な見地からとか、いろんな部分からしていただく内容というのは、似ているのかなというふうに思います。ただ、そもそも情報公開と個人情報と、ちょっと制度がそれぞれ違うものですから、そこはもともとは別物であるというような認識をしております。

○副委員長（石川恵美）　他にございませんか。

それでは、委員長と代わります。

○委員長（東郷克己）　改めまして、他に質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　では、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第１０６号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第１０６号「野洲市個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第１０６号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１０７号「野洲市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議第１０７号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○市民部次長（山本定亮）　委員の皆様、おはようございます。市民部、山本でございます。

私のほうから本議案について説明いたします。

議案書のほうは２９ページから３１ページをご覧ください。

本議案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、外国人住民に交付されている在留カードまたは特別永住者証明書と個人番号カードを一体化しました特定在留カード及び特別永住者証明書、いわゆる特定在留カード等につきまして交付が始まりまして、特定在留カード等にも個人番号カードの機能が備わることから、個人番号カードを用いて手続が可能である印鑑登録証明書の交付申請につきまして、特定在

留カード等を用いても引き続き手続が可能となるよう、所要の改正を行うものでございます。

また、国のほうが規定し示す印鑑登録証明事務処理要領につきまして、漢字圏の外国人住民の印鑑登録に関する条件が改正になったことと、印鑑登録標準化システム稼働後は印鑑登録原票を磁気ディスクをもって調製することから、関係する条項のほうも改正するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行し、第５条第２項に規定しております印鑑登録標準化システムに関わる改正事項につきましては、システムの稼働予定日であります令和８年１０月２６日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございますか。よろしいですか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　すみません。ちょっと勉強不足なのでお聞きします。

非漢字圏。この非漢字圏という表現を今まで考えたことがなかったんですが、非漢字圏といったら、具体的にこの区別というのは、東南アジア、我々の日本の近くの韓国とか中国とか、そういった我々の身の回りの外国のところはどういうふうに捉えたらいいのか、すみません、教えていただきたいんです。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○市民課長（辻　由美子）　市民課の辻です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま工藤委員からご質問がありました件ですが、まず、反対のほうの漢字圏のほうが中国、台湾、朝鮮、韓国を想定しておりますので、それ以外の国ということになります。

以上でお答えさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　工藤委員。

○委員（工藤義明）　これ、表現の仕方なんですが、具体的に外国名を書けないのは何か特別なことがあるのか。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○市民課長（辻　由美子）　市民課、辻です。

国の印鑑登録証明の事務処理要領のほうに基づいて改正をしておりまして、漢字圏のほ

うで表す国のほうが少ないという意味だと思っております。

以上でお答えさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　よろしいですか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　今おっしゃった中国、台湾、韓国という具体的にこういう外国名がはっきりしているわけでしょう。それをなぜこういう表現、非漢字圏とかいう使い方に変えられているのかというのが、ちょっと理解し難いところなんですけども、表現の方法が、こういう表現になっているというのが理解しにくい。

○委員長（東郷克己）　回答できますか。

お願いします。

○市民課長（辻　由美子）　市民課、辻です。

漢字圏の外国住民の方に関しては、在留カード等にアルファベットのお名前以外に漢字でとか、お名前が公称されているケースがありまして、その名前で印鑑登録をされたりとかいうケースがあるんですけど、非漢字圏の方に関してはアルファベットもしくは片仮名でお名前を登録させていただいた方のみ、片仮名等で印鑑登録ができるという形になっています。

具体的に国名までという、国もたくさんありまして、その表現自体がと言われますと、お答えできていないかもしれないんですけども、国の要領に合わせてという形で表現させていただいていますので、それでお願いできればと思っております。

以上です。

○委員長（東郷克己）　工藤委員。

○委員（工藤義明）　すみません。ほんまに勉強不足で申し訳ないけど、韓国は漢字圏なんですか。ハングル文字でやって、実際は漢字は使われていないというふうに、現在はそういう情勢にあるかと思うんですけども。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○市民課長（辻　由美子）　市民課、辻です。

国の資料を見させていただいたら、以前、昔の資料にはなるんですけど、想定されているのが今のお話しさせてもらった中国、台湾、朝鮮、韓国ということでしたので、そのように表記させていただいていまして、ちょっと申し訳ないです。失礼いたします。

○委員長（東郷克己）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第１０７号について委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第１０７号「野洲市印鑑条例の一部を改正する条例」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第１０７号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１０８号「野洲市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議第１０８号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○市民部次長（山本定亮）　次に、私のほうから認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

議案書につきましては、３２ページから３４ページをご覧ください。

本議案につきましては、地方自治法施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、条例で引用する条項等について改正を行うものでございます。

なお、本条例につきましては、本規則の施行日と同じで令和８年１０月１日から施行となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第１０８号について、委員間の討議を行います。

討議はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第１０８号「野洲市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第１０８号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会報告書の作成につきましては、私に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、私に一任いただくことに決しました。

次に、次第４、閉会中の継続審査または調査に付すべき事件についてですが、何か申出すべき案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ないようですので、これをもって日程の全てを終了いたします。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午前９時４９分閉会）